

## 六ヶ所再処理工場 ガラス固化試験の先送りは許されない

### むつ中間貯蔵施設の「事業者間連携」に反対しよう

### 関電の乾式貯蔵施設

## 2月福井県議会での建設同意を止めよう

#### 1. ガラス固化試験の先送りは安全性を軽視し、形だけのしゅん工を宣言するもの

核燃料サイクルの要である六ヶ所再処理工場は、事実上破綻している。日本原燃は、2026年度中(2027年3月)のしゅん工(工事・検査の完了)を目標としているが、その目途はない。

再処理工場の設工認審査(設計及び工事の計画の認可審査)は遅れており、昨年9月に説明を終えるとしていたが、今後2回の審査会合が必要で、説明終了は3月までかかると述べている。2月9日の審査会合では14項目の説明を行ったが、次回と次々回でそれぞれ約30項目の説明が残っている(2月9日デーリー東北)。2回の説明で終了できるのかも不確かだ。説明の後には、規制委員会の認可や検査等が必要となる。さらに、安全協定締結等に約半年かかると原燃は楽観的な予測を述べているが、操業(使用済核燃料のせん断開始)は全く見通せない。

審査の遅れを取り戻すために原燃は、高レベル廃液とガラスを混ぜて固化するガラス固化試験をしゅん工後に先送りする計画を昨年12月に示した。当初の計画では、ガラス固化試験は今年10月頃に実施し、その後にしゅん工の予定だった。失敗続きのガラス固化試験の先送りは、この試験を使用前事業者検査の対象から除外し、国の規制の対象から外すものだ。

これは、安全性を軽視するものであり、同時に形式だけ再処理工場のしゅん工を示すための姑息なやり方だ。これまでに溜まっている高レベル廃液のガラス固化ができなければ、新たに燃料をせん断する操業はできない。これを承知の上での意味のないしゅん工計画だ。

#### 2. 「安全上重要な施設」であるガラス溶融炉は、規則で使用前検査が義務付けられている

しかし、「安全上重要な施設」は、使用前事業者検査の対象であり、規制委の確認が必要となる。そのことは事業指定基準規則で定められている(同規則第1条第2項第五号)。ガラス溶融炉も「安全上重要な施設」に含まれている(同条の解釈第1条第3項二)。

規制庁は審査会合で、ガラス固化は廃棄物を安定化する工程で、最終部門を担う機能であるため、システム全体におけるガラス溶融炉の処理能力の位置付けを説明すべきと述べている。

#### 目次

▼2月福井県議会での建設同意を止めよう・・・p.1	▼2月17日福井県議会への陳情書提出・・・p.4	▼六ヶ所再処理工場 ガラス固化試験の先送りは許されない・・・p.5	▼(投稿)むつ中間貯蔵施設「事業者間連携」を許さない・・・p.8	▼(投稿)柏崎刈羽原発の再稼働に抗議・・・p.10	▼MOX燃料の「異常燃焼」・・・p.12	▼玄海原発控訴審 不当判決声明・・・p.14	▼避難者の原発賠償訴訟に支援を・・・p.15	▼大飯乾式の問題点・・・p.16
---------------------------	--------------------------	-----------------------------------	----------------------------------	---------------------------	----------------------	------------------------	------------------------	------------------

そうであれば、規制庁は規則を遵守させるべきだ。ガラス溶融炉の運転性能・処理能力の確認

項目	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
(1) 設工認の説明	第2回設工認			しゅん工	凡例 計画 実施
(2) 検査	使用前事業者検査、使用前確認			ガラス溶融炉検査 重大事故等対処訓練	
(3) 保安規定		保安規定と並行説明			
(4) 工事	新設設備と既設設備の連結工事 安全性向上対策工事			海洋放出管切離し工事	
操業運転			溶液・廃液処理運転開始	せん断開始	操業

これまでの六ヶ所再処理工場の工程表（原燃資料より）しゅん工前に「ガラス溶融炉検査」となっているが、これをしゅん工後に先送りしようとしている。

は安全上重要な項目であるため、使用前事業者検査として、実廃液を用いたガラス固化試験を行わせるべきだ。

ガラス固化体が製造できなければ廃液のまま貯蔵するため、冷却機能が喪失すれば、高レベル廃液が沸騰し放射性物質が外部に放出される危険がある。また、高レベル廃液が地震などによって流出する危険もある。廃液が溜まるリスクを軽減するためにも、ガラス固化が確実に実施できることが必要だ（5頁）。

### 3. プルサーマル計画は進まず。六ヶ所再処理工場の操業は「利用目的のないプルトニウムは持たない」とする原子力委員会の決定に反する

関電社長が会長となった電事連（電気事業連合会）は、2月20日に「プルトニウム利用計画」を発表した（※1）。2026年度、2027年度に0.7トンのプルトニウムを利用する計画は、昨年の計画と同じだ。2028年度の利用は0トン。2029年度以降の見通しは不明となっており、昨年の利用計画では、「見通し」として、2029年度3.3トンと記載されていたが、今年の計画では、この「見通し」は消えている。玄海と伊方原発には、当面プルサーマルの実施予定はない。

六ヶ所再処理工場の操業が予定どおりなら、2027年度に0.6トン、2028年度1.4トンのプルトニウムが回収され、2028年度の電力会社のプルトニウム保有量は、2025年度の40.1トンから40.7トンに増加する。大量のプルトニウムを保有し続けることになる。

原子力委員会は「利用目的のないプルトニウムは持たない」との原則を示している。「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」（2018年7月）の中で、「プルサーマルの着実な実施に必要な量だけ再処理が実施されるよう認可を行う」と決定している。プルサーマルが進まない現状では、六ヶ所再処理工場の操業は認められない。

一方で、関電のMOX燃料での「異常燃焼」問題は解明されておらず（12頁）、さらに島根2号でのプルサーマル計画では鳥取県への説明がなく、知事の抗議によって説明を一からやり直すことになる等、プルサーマル計画は進んでいない。

（※1 [https://www.fepec.or.jp/pr/news/oshirase/\\_icsFiles/afieldfile/2026/02/19/press\\_20260220.pdf](https://www.fepec.or.jp/pr/news/oshirase/_icsFiles/afieldfile/2026/02/19/press_20260220.pdf)）

### 4. むつ中間貯蔵施設の「事業者間連携」に反対しよう

東電と日本原電は昨年12月に、他社の使用済核燃料の貯蔵を可能とする「事業者間連携」を実施したいと青森県とむつ市に伝えた。5,000トン規模の中間貯蔵施設だが（完成しているのは3,000トン分）、2社分だけでは4,500トンの貯蔵量で足りるため、他社分の貯蔵を求めている。

しかし、むつ中間貯蔵施設は2005年の立地協定（次頁図）で、東電と日本原電の2社だけの使用済核燃料を貯蔵することが定められている。「事業者間連携」は立地協定に反する。

「核の中間貯蔵施設はいらない！下北の会」等は、1月14日に「事業者間連携」撤回を求めて、青森県に質問書を提出し申し入れを行った。2月5日付けで青森県から回答があったと会のホームページで紹介されている（※2）。青森県の回答は「事業者間連携は、これまでの立地協定等では想定されていない」「5,000トンに達しない理由・説明がなければ議論の遡上には上がらない」「再処理工場の設工認審査における事業者の説明の最中であり、立地協定等で想定されていない話について県としては検討する状況にはありません」等と慎重な姿勢を示している。

(写)

使用済燃料中間貯蔵施設に関する協定書

青森県（以下「甲」という。）及びむつ市（以下「乙」という。）は、東京電力株式会社（以下「丙」という。）及び日本原子力発電株式会社（以下「丁」という。）が、使用済燃料を再処理するまでの間一時貯蔵する施設である使用済燃料中間貯蔵施設（以下「貯蔵施設」という。）を青森県むつ市大字関根字水川目地内に立地することに関し承し、甲、乙、丙及び丁は、県民の安全、安心を確保する観点から、貯蔵期間終了後における使用済燃料の搬出及び品質保証体制の構築のため、次のとおり協定を締結する。

下線は引用者

青森の運動と連携し、むつ中間貯蔵施設の「事業者間連携」に反対しよう。関電をはじめ各電力会社の使用済核燃料の貯蔵に反対しよう（8頁）。

（※2 <http://shimokitanokai.g1.xrea.com/blank065126132.html>）

## 5. 2月福井県議会での乾式貯蔵施設の建設同意を止めよう

2月20日から始まった福井県議会では、乾式貯蔵施設の建設同意が議論される（3月18日まで）。新知事は「喫緊の課題」として、建設同意に進もうとしている。知事は、これまでの県の見解を踏襲し「六ヶ所再処理工場に係る設工認の説明が終了した段階で判断していく」と述べている。設工認の説明だけを当事者の原燃から聞いても、安全性を確認したことにはならない。

これまで福井県は、建設同意の判断を2度先送りしている（昨年9月議会・12月議会）。六ヶ所再処理工場の審査が遅れているためだ。再処理工場も中間貯蔵施設も何も変わっていない。現在も同意の判断ができる状況にはない。

他方で関電は、今年9月頃に最初の高浜乾式貯蔵施設（第1期分。240トン規模）の建設を開始し、2028年7月頃に運用を始める計画だ。20日県議会後の夕方には「県会厚生常任委協議会」（原発担当の委員会と嶺南出身議員が参加）で、進捗のない六ヶ所再処理工場の状況や関電の使用済核燃料対策の工程等をわざわざ説明し、早期の建設同意を得ることを狙っている。

2月17日には、「避難計画を案ずる関西連絡会」と「原子力発電に反対する福井県民会議」が、共に県議会に陳情書を提出し、乾式貯蔵施設の建設に同意しないよう求めた（4頁）。

建設に同意しないよう求めるチラシ（※3）も作成した。議会議員等にメール等を送ろうと呼びかけている。関西・福井から、建設に同意しないよう声を強めていこう。

（※3 下記チラシ <https://x.gd/Rb3Fb>）

**関電の使用済核燃料の乾式貯蔵施設**

**2月福井県議会での建設同意を止めよう！**

**六ヶ所再処理工場の操業は見通せず/ 中間貯蔵施設の候補地も示せず**

**福井県議会議員、関西の自治体・議員にメールや手紙等を送ろう**